

## 北教組奨学生の目的と支給内容

- ①進学に向けた支出が困難な家庭事情がある方の進学を応援する奨学生です。
- ②入学準備や高校に入学してから他の奨学生を受け取るまでの間の支出に対応できるよう入学前の3月に支給します。
- ③支給額は1人10万円。返還義務のない給付型奨学生です。
- ④この奨学生的原資は教員の主任手当です。

## 北教組奨学生の応募条件

- ①奨学生を受ける方は、その保護者などとともに北海道内に住んでいる方で、中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部等の最終学年 在学している方。
- ②2015年に北海道内の高校等へ進学を希望する方。

- ③入学準備金等の支出が困難な家計状況であること。(下記の方法で算出する「家族一人あたりの認定所得額(D)」が1,000,000円以下である場合。ただし相当な財産を持つている場合は除きます。

- 以上の条件を満たす申請者から家計状況等の諸事情を勘査して280名を選考し、1人につき10万円を支給します。学業成績等、一切問いません。

- 注) 本奨学生は非課税ですが所得とみなされます。収入状況によっては生活保護認定が外れる場合や減額される場合があります。生活保護を受けている場合は、市町村の担当課へお問い合わせの上、お申し込みください。

## 北教組奨学生に応募するには

1. 下記の説明にそつて「応募条件③」にあてはまるかどうか、計算してください。

2. 北教組本部奨学生係に募集要項を請求してください。

3. 折り返しお送りする募集要項に基づいて、同封の申請用紙に必要事項を記入、必要書類を添付の上、お近くの北教組の支部に郵便にて申請してください。申請に関する書類の提出期間は11月25日から12月25日です。  
(当日消印有効)

4. 選考結果は2月下旬に申請者にお知らせします。奨学生の支給は3月中旬です。

## 応募条件③「家族1人あたりの認定所得額(D)」の計算方法

次の手順によって、家族1人あたりの認定所得額(D)を算出します。認定所得額(A)は、所得金額(A)から特別控除額(B)を差し引き、その金額を家族数で割り算出します。

### 1. 所得金額(A)を算出します

所得金額(A)は、同一世帯員の1年間の総収入金額とします。

下記の(1)～(3)すべてを合計したものが所得金額(A)となります。

#### (1) 給与所得の場合

「給与所得の源泉徴収票」にある支払金額を「所得金額」とします。

注) 所得金額は、1万円未満を切り捨てます。例) 169,999円 ⇒ 160,000円

注) 給与所得者が2名以上いる場合、または、同一人が2ヶ所以上から収入があり、いずれも給与所得

の場合は、収入金額を合算したあと、1万円未満を切り捨てて所得金額を算定します。

#### (2) 給与所得以外の場合

所得証明書又は確定申告書に証明された所得金額を「所得金額」とします。

#### (3) その他の収入の場合

次のものは、「所得金額」として取り扱います。

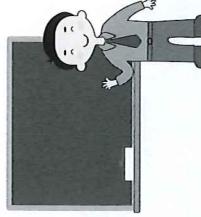
給与、賞与(ボーナス)、賃金、役員報酬、歳費、年金(恩給、老齢年金等)、扶助費、疾病手当

お問い合わせはお近くの北教組支部または北教組本部へ  
(支部)

## 2. 特別控除額(B)を計算します

以下の表により特別控除額を計算します。(あてはまる項目の金額を合算します)

| 特別の事情              | 特別控除額              |               |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 母子・父子世帯            | 49万円               |               |
| 小学校                | 8万円                |               |
| 中学校                | 16万円               |               |
| 高等學校               | 国公立<br>私立          | 自宅通学<br>自宅外通学 |
| 高等専門学校             | 国公立<br>私立          | 28万円<br>41万円  |
| 志願者本人も<br>含む       | 国公立<br>私立          | 36万円<br>60万円  |
| 大学                 | 国公立<br>私立          | 59万円<br>101万円 |
| 専修学校<br>(高等課程)     | 国公立<br>私立          | 17万円<br>37万円  |
| しょうがいのある<br>人のいる世帯 | しょうがいのある人<br>1人につき | 86万円          |



※この他、長期療養をする人がいる世帯、主たる家計支障者が別居している世帯、災害・盗難の被害を受けた世帯にも特別控除額を設定しています。詳しくは募集要項をご覧ください。

## 3. 家族1人あたりの認定所得額(D)を計算します

$$\text{所得金額(A)} - \boxed{\text{特別控除額(B)}} = \boxed{\text{認定所得額(C)}}$$
$$\boxed{\text{認定所得額(C)}} \div (\text{家族人数}) = \boxed{\text{家族1人あたりの認定所得額(D)}}$$

→ 家族1人あたりの認定所得額(D)が1,000,000円以下の場合に、申請することができます。

募集要項の請求は郵便かファクシミリで

1. 郵便の場合  資料送付希望先のお名前、ご住所を記入の上、必ず「募集要項希望」と明記して「北教組本部奨学生係」宛に送ってください。

2. ファクシミリの場合  下の請求用紙に必要事項を記入し、切り取らずにこのまま送信してください。

## 募集要項請求用紙

北教組本部奨学生係 行 FAX番号 011-563-3521

北教組給付型奨学生の  
募集要項を送つてください  
送付先

|     |   |     |      |
|-----|---|-----|------|
| お名前 | 〒 | ご住所 | 電話番号 |
|     |   |     |      |